

公用車運転手集中管理基本方針

目的

効率的な運転業務体制の確立と、災害等に対する危機管理体制の確立の両立を図るため、公用車運転手の集中管理と業務見直しによる順次の外部委託等（直接運転、公共機関利用を含む）を推進する。

実施時期及び対象とする業務

1 実施時期

平成20年度に人員体制、業務内容を整理し、平成21年度から実施する。

2 専任職員で確保すべき運転業務の内容

災害等の危機発生時における県民の安全確保

要人（VIP）対応

その他、悪路・難路運転等一般職員では危険を生じる地域の運転。

なお、平常時には、有効活用の観点から、一般の運転業務（公用車の日常的な点検等を含む）を担い稼働率を高める。

具体的な集中化の単位及び人員体制

1 集中化の単位

現在各所属単位で管理している運転手を、本庁及び7地方振興局単位の8カ所に集中化し効率化を図り、将来的には人員体制を現行の約3割に縮小することを目指す。

2 各地方振興局単位の集中化の対象

業務効率に配慮し、原則として各地方振興局が所在する合同庁舎内（隣接も含む）は集中化の対象とする。

なお、合同庁舎から近接する公所（平均的所要時間15分程度（約10km程度））については、集中化を検討する。